

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、5,860人（前年度比14.0%減）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)							
		自己情報の開示等請求件数				問合せ	苦 情 相 談	合 計	
		開示 請求	簡易開示 請 求	訂正 請求	利用停止 請 求				
平成29年度	6,816	6,796	1,167	5,623	6	0	7	13	6,816
平成30年度	5,860	5,823	1,142	4,681	0	0	19	18	5,860

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

(1) 開示請求への決定の件数

平成30年度の自己情報の開示請求の件数は1,142件（前年度比2.1%減）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が159件（全体の13.9%）、一部開示が941件（同82.4%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が40件（同3.5%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		取 下 げ		計	
平成29年度	194	(16.6%)	923	(79.1%)	50	(4.3%)	0	(0%)	1,167	(100%)
平成30年度	159	(13.9%)	941	(82.4%)	40	(3.5%)	2	(0.2%)	1,142	(100%)

（備考1）不開示の件数には却下を含みますが、平成29年度、30年度ともに該当ありませんでした。

（備考2）平成30年度の開示159件のうち、2件は全部開示、36件は不存、2件は存否応答拒否によるものでした。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の944件が最も多く、次いで病院機構の75件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	30年度	29年度	対前年度
知事	57	87	△30
公営企業管理者	0	0	±0
議会	0	1	△1
教育委員会	62	76	△14
人事委員会	3	2	1
監査委員	0	2	△2
労働委員会	1	0	1
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	2	△2
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	7	△7
警察本部長	944	890	54
病院機構	75	100	△25
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	1,142	1,167	△25

(3) 訂正請求の状況

訂正請求はありませんでした。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求はありませんでした。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

平成30年度は、開示等の諾否決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は9件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、20件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが11件、原処分の一部を妥当でないとするものが7件、原処分のすべてを妥当でないとするものが2件となりました（表5）。

今までの答申208件に係る平均審議回数は5回、諮問から答申までの平均日数は342.9日でした。平成30年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.2回、諮問から答申までの平均日数は308.6日となりました。

(表4) 制度発足以降の開示等の諾否決定に対する審査請求件数

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
230 件	208 件	14 件	7 件

(備考) 2件の審査請求について、とりまとめて1つの答申としたものがあるため、処理状況の計は審査請求の件数と一致しません。

(表5) 平成30年度 審査請求の処理状況 (平成31年3月31日現在) (単位: 件)

年度	件 数			処 理 状 況					
		継続審議 件数	当該年度 受理件数 (諮問件数)	個人情報保護審査会からの答申 (※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成29年度	30	8	22	11	9	2	0	1	18
平成30年度	27	18	9	20	11	7	2	0	7
対前年度	△3	10	△13	9	2	5	2	△1	△11

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
 ○…原処分を妥当とする内容の答申
 △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表6) 審査請求案件一覧

※凡例 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
203	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件	知事	H29. 4. 12	H29. 6. 5	H30. 4. 11	189	○	H30. 4. 23	答申どおり (棄却)
205	特定内部通報に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29. 5. 26	H29. 7. 12	H30. 7. 23	195	△	H30. 9. 13	答申どおり (一部認容)
206	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その2)	知事	H29. 6. 2	H29. 7. 21	H30. 4. 11	190	○	H30. 4. 23	答申どおり (棄却)
207	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その3)	知事	H29. 6. 2	H29. 7. 21	H30. 4. 11	191	○	H30. 4. 23	答申どおり (棄却)
208	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その4)	知事	H29. 6. 30	H29. 8. 22	H30. 4. 11	192	○	H30. 4. 23	答申どおり (棄却)
209	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その5)	知事	H29. 6. 30	H29. 8. 22	H30. 4. 11	193	○	H30. 4. 23	答申どおり (棄却)
210	特定の観察指導記録評価に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29. 7. 24	H29. 9. 1	H30. 6. 13	194	○	H30. 6. 25	答申どおり (棄却)
211	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その2)	教育委員会	H29. 7. 24	H29. 9. 1	H30. 7. 23	196	△	H30. 9. 13	答申どおり (一部認容)
212	110事案措置票一部不開示の件	公安委員会	H29. 8. 18	H29. 10. 19	H30. 8. 8	197	○	H30. 8. 22	答申どおり (棄却)
213	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その3)	教育委員会	H29. 9. 15	H29. 11. 9	H30. 11. 2	201	△	H30. 12. 26	答申どおり (一部認容)
214	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その4)	教育委員会	H29. 9. 15	H29. 11. 9	H30. 11. 1	198	△	H30. 12. 7	答申どおり (一部認容)
215	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その5)	教育委員会	H29. 9. 15	H29. 11. 9	H30. 11. 1	199	△	H30. 12. 7	答申どおり (一部認容)
216	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その6)	教育委員会	H29. 10. 31	H29. 12. 12	H30. 11. 1	200	△	H30. 12. 7	答申どおり (一部認容)
217	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件	知事	H29. 11. 30	H30. 2. 2	H31. 1. 9	202	○	H31. 1. 23	答申どおり (棄却)
218	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件(その2)	知事	H29. 12. 22	H30. 2. 13	H31. 1. 9	203	×	H31. 3. 8	答申どおり (全部認容)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
219	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件（その3）	知事	H29.12.22	H30.2.13	H31.1.9	204	×	H31.3.8	答申どおり（全部認容）
220	特定面談記録文書不存在の件（その1）	収用委員会	H30.2.5	H30.3.13	H31.2.8	205	○	H31.2.14	答申どおり（棄却）
221	特定面談記録文書不存在の件（その2）	収用委員会	H30.2.20	H30.3.13	H31.2.8	206	○	H31.2.14	答申どおり（棄却）
222	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件	病院機構	H30.2.6	H30.4.23	(審議中)				
223	特定内部通報に関する文書不開示の件	教育委員会	H30.3.12	H30.5.10	(審議中)				
224	特定警察署作成郵便発送簿等一部不開示の件	公安委員会	H30.3.26	H30.5.10	H31.2.20	207	△	(未裁決)	
225	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件（その2）	病院機構	H30.3.2	H30.5.11	(審議中)				
226	診断名不訂正の件	病院機構	H30.3.15	H30.8.2	H31.3.14	208	○	H31.3.28	答申どおり（棄却）
227	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その7）	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	(審議中)				
228	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その8）	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	(審議中)				
229	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その9）	教育委員会	H30.8.17	H30.10.9	(審議中)				
230	特定県立学校における特定事案に関する資料等一部不開示の件	教育委員会	H30.9.14	H30.11.15	(審議中)				

（備考）諮問第204号については、平成29年度中に裁決済みです。

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の開示件数

平成30年度の簡易開示の開示件数は、4,681件（前年度比16.8%減）でした（表7）。

請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,451件、中等教育学校入学者決定（適性検査）が740件、警察官採用試験が361件となりました（表8）。

（表7）簡易開示の開示状況（平成31年3月31日現在）

平成2～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
424,001件	5,665件	5,623件	4,681件

（表8）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

平成30年度	平成29年度
①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,451件）	①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,906件）
②中等教育学校入学者決定（適性検査） （740件）	②中等教育学校入学者決定（適性検査） （839件）
③警察官採用試験（361件）	③警察官採用試験（390件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、県庁の情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成30年度の相談件数を内容別に見ると、(表9)のとおりでした。

相談件数は、全部で37件となっており、前年度と比べて17件増加しました。内容別に見ますと、問合せが19件、苦情が18件となっており、前年度と比べて問合せが12件増加し、苦情が5件増加しました。

問合せでは、その他県保有関係が多く8件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が14件あり、その内容としては個人情報の同意のない提供に関するものが多く見られました。

(表9) 問合せ、苦情相談件数

(単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 合 せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	8	0	8
	その他民間保有関係	3	3	6
	制度全般	4	1	5
	小 計	15	4	19
苦 情 相 談	事業者への苦情	14	0	14
	その他の苦情	4	0	4
	小 計	18	0	18
合 計		33	4	37

5 実施機関の事務登録の状況

平成30年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,555件となっており、前年度末の3,469件から86件増加しました。平成30年度については、102件の事務が新たに登録され、327件の事務が変更され、16件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,555件の事務の内訳は、知事部局が2,535件、その他実施機関が1,020件となっています。

次に類型数ですが、5,217件となっており、一事務あたり平均約1.47件の類型数となっています。この類型数とは、収集する個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つの類型のそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、(表10)のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表10) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(平成31年3月31日現在)

実施機関名	事務数		類型数	
	H30	H29	H30	H29
知事 組織再編により、※1の局は平成30年3月末で 廃止され、※2の局が同年4月に設置された。	2,535	2,503	3,716	3,658
政 策 局	210	165	286	214
総 務 局	127	111	165	143
安 全 防 災 局 ※1	—	107	—	140
くらし安全防災局 ※2	133	—	176	—
県 民 局 ※1	—	307	—	463
国際文化観光局 ※2	90	—	127	—
ス ポ ー ツ 局	20	19	23	22
環 境 農 政 局	448	434	582	563
保 健 福 祉 局 ※1	—	683	—	1,044
福祉子どもみらい局 ※2	422	—	669	—
健 康 医 療 局 ※2	447	—	666	—
産 業 労 働 局	205	223	378	397
県 土 整 備 局	367	358	546	537
会 計 局	20	20	24	24
県政総合センター等	46	76	74	111
議 会	45	45	58	58
公営企業管理者	101	100	118	116
教 育 委 員 会	305	300	404	397
選挙管理委員会	22	22	36	36
人 事 委 員 会	50	50	64	64
監 査 委 員	30	30	34	34
公 安 委 員 会	1	1	1	1
警 察 本 部 長	276	277	539	539
労 働 委 員 会	29	29	34	34
収 用 委 員 会	15	15	19	19
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	64	43	84	62
産業技術総合研究所	28	24	46	42
県立保健福祉大学 [平成30年4月に 地方独立行政法人化]	24	—	30	—
合 計	3,555	3,469	5,217	5,094

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成30年度には、効果的な児童虐待対応に関するデータ分析を行うための、コード化された児童記録票の研究機関への提供などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表11) 保有個人情報に関する目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

実施機関内での目的外利用	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数（件）	目的外利用・提供に係る本人の人数（人）
実施機関内での目的外利用	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	3,005	22,291
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	2	938
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）	406	406
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	4	2,725
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	100	425
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）	2	1,071,196
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	2	431
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）	1	1
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）	1	1
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）	3,523	1,098,414
	計		

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成30年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、31件となっており、前年度と比べて3件減少しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が18件（58.1%）、知事が11件（35.5%）、公営企業管理者が2件（6.5%）となりました。

(表13)

H29	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	安全防災局	県民局	スポーツ局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター等	計				
	件数	0	3	0	1	1	0	3	0	2	0	0	10	0	24	34	
H30	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局				地域県政総合センター
	件数	2	1	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	11	2	18	31

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が14件（45.2%）、紛失が10件（32.3%）、となっており、全体の7割以上をこの2つが占めました。

(表14)

	誤送付・ 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	14	2	2	10	0	3	31

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係るものが28件（90.3%）で、職員等のみに係るものが3件（9.7%）、県民および職員の双方に係るものは0件でした。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が21件（67.8%）、6～49人が9件（29.0%）、50～99人が0件、100人以上が1件（3.2%）となりました。100人以上の規模の事故等は、県のホームページで誤った内容を掲載したことによるものでした。

(表15)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	20	7	-	1	28
職員等のみに係る情報	1	2	-	-	3
県民・職員に係る情報	-	-	-	-	-
合計	21	9	-	1	31

(表16)

事故等の内訳	件数
安全性の確保措置	29
受託事業者の安全性の確保措置	1
職員等の義務	0
その他	1
合計	31

(注) 「その他」の1件は、公文書館における個人情報の含まれた旧優生保護法関係文書の提供事案でした。

事

事故等への対応については、本人等への情報提供を行ったものが29件、再発防止策がなされたものが27件、事故等の後、個人情報が回収されたものが14件でした。

(表17)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	29
再発防止策	27
個人情報の回収	14

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成30年度中に、審査会は12回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、20件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりでした。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成31年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第282回	平成30年4月27日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第205号、第210号及び第211号について、実施機関の説明及び審査請求人の意見を聴取の上、審議した。
第283回	平成30年5月25日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第210号、第205号及び第211号について審議した。
第284回	平成30年6月29日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第212号、第205号、第211号、第213号、第214号、第215号、第216号について審議した。
第285回	平成30年7月27日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第212号、第213号、第214号、第215号、第216号、第217号、第218号及び第219号までについて審議した。
第286回	平成30年8月21日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第213号、第214号、第215号、第216号、第217号、第218号及び第219号までについて審議した。
第287回	平成30年9月28日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第213号、第214号、第215号及び第216号について審議した。
第288回	平成30年10月26日 (金曜日) 横浜市開港記念会館	・会長の選出及び会長職務代理者の指名を行った。 ・審査会の運営について確認した。 ・諮問第216号、第217号、第219号、第219号及び第224号について審議した。
第289回	平成30年11月30日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第217号、第218号、第219号及び第224号について審議した。
第290回	平成30年12月21日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第224号、第220号、第221号第226号について審議した。
第291回	平成31年1月30日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第224号、第220号、第221号及び第226号について審議した。
第292回	平成31年2月27日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第226号、第222号及び第225号について審議した。
第293回	平成31年3月26日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第223号及び第227号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていました。法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

(2) 事業者に対する意識啓発

平成29年度に続き個人情報保護研修講師派遣事業及び事業者研修会事業を実施しました。

ア 個人情報保護研修講師派遣事業

県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として11回派遣しました（受講者計1,184名）。

イ 事業者研修会事業

全ての事業者を対象に、岡本正氏（銀座パートナーズ法律事務所弁護士）に、平成30年9月3日に横浜会場で（受講者184名）、同年10月17日に海老名会場で（受講者150名）、「一問一答で考える個人情報の取扱いのポイント」について御講演いただきました。

また、同年12月7日には、中小規模の事業者を対象に、湯浅壘道氏（情報セキュリティ大学院大学教授）に、「個人情報を含む電子情報の保護方策」について御講演いただきました（受講者160名）。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施しました。

更に、個人情報保護推進会議を開催し、庁内の関係所属に対して、個人情報保護法により委任される権限の変更等について説明を行いました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。